

合併処理浄化槽で住み良い街を

合併処理浄化槽の設置には、補助・融資制度があります

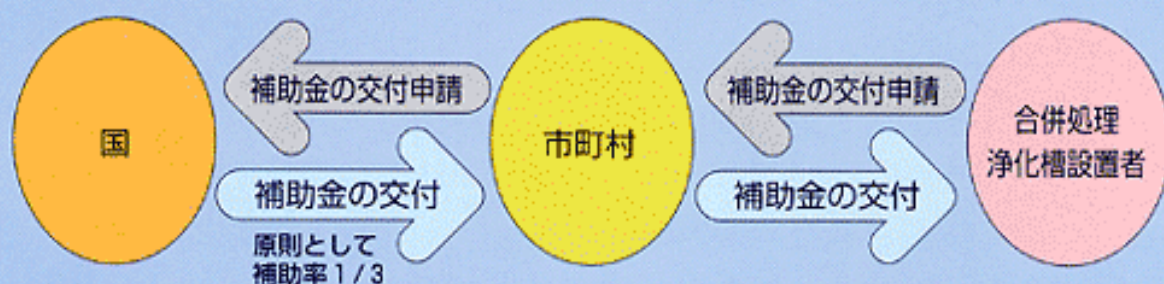
●合併処理浄化槽の補助制度

合併処理浄化槽を新設する場合、設置費用の一部を補助する制度をもつ市町村が増えてきていますが、厚生省（現環境省）ではこの補助制度を実施している市町村に対する国庫補助制度（合併処理浄化槽設置整備事業）を昭和62年度から実施しています。国の補助対象となるのはBOD除去率90%以上の性能のある合併処理浄

化槽の設置に対する助成事業です。

また、平成6年度からは、市町村自らが設置主体となって合併処理浄化槽の整備を行う事業（特定地域生活排水処理事業）も実施されています。さらに、平成11年度からは、窒素等除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽に対する新たな国庫補助基準額を認定しております。

補助金交付の流れ（合併処理浄化槽設置整備事業）



●合併処理浄化槽設置資金の融資制度

合併処理浄化槽の設置について、住宅金融公庫の割増融資制度が実施されています。

■住宅金融公庫の割増融資制度

住宅の新築時に合併処理浄化槽を設置する場合、新築資金の融資に50万円の割増融資が受けられます。融資についてのお問い合わせは、各融資機関へ

補助・融資制度は対象地域が定められていますので、確認してください。

●保証制度にも注目！

（社）全国浄化槽団体連合会と各都道府県の浄化槽協会では、万一設置された合併処理浄化槽に設置工事が原因でトラブルが発生した場合に、その原因を特定しトラブルを解消するための「小型合併処理浄化槽機能保証制度」を実施しています。保証の対象となる合併処理浄化槽等、詳しくは各都道府県の浄化槽協会にお問い合わせください。

編集・発行

社団法人 全国浄化槽団体連合会

〒162-0844 東京都新宿区市ヶ谷八幡町13番地 東京洋服会館7階
TEL03(3267)9757 FAX 03(3267)9789

10月1日は浄化槽の日です

浄化槽についてのお問い合わせは、もよりの保健所、都道府県・市区市町村の浄化槽担当部課もしくは各都道府県浄化槽協会へ